年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 47 件

厚生年金関係 47 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月3日から32年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を31年11月3日に訂正し、同月から32年2月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月25日から同年6月30日まで

② 昭和31年11月1日から32年3月1日まで

B社から、昭和30年3月25日付けで、同社の下請事業所であるC事業所(個人経営の事業所)に配置転換となったが、同事業所における厚生年金保険被保険資格の取得日が同年6月30日となっている。

また、C事業所からB社のグループ会社であるA社に昭和 31 年 11 月 1 日付けで配置転換となったが、同社における厚生年金保険被保険者資格の 取得日が 32 年 3 月 1 日となっている。

配置転換にはなったが、申立期間①及び②についてはB社の社員として継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じることはなかったと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業を承継したグループ会社が保管する社員名簿から、申立人が申立期間②のうち、昭和31年11月3日以降の期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の経理課長(当時)は、昭和31年11月頃に検査員が不足していたために申立人を採用し、採用と同時に厚生年金保険に加入させて保険料を控除していた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和31年11月から32年2月までの標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所(当時)の記録(昭和32年3月の標準報酬月額)から、

8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA社は適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和31年11月3日を被保険者資格の取得日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、C事業所は、既に廃業し事業主(当時)は死亡している上、連絡のとれた事業主の妻及び同事業所において申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者資格を有する者からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

また、事業主の妻は、B社とC事業所は、グループ会社ではなかったと証言しており、給与の支給や厚生年金保険料の控除が継続していたことも推認できない。

さらに、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格の取得日に係る記録を昭和26年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 29 日から同年 4 月 11 日まで 昭和 26 年 3 月 29 日にA社に採用され、以後継続して勤務していたのに、 厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年 4 月 11 日とされていることに 納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同社B支店において勤務していたと認められる。

また、A社健康保険組合が保管する健康保険厚生年金被保険者台帳及び資格 喪失者台帳には、申立人が昭和26年3月29日に被保険者資格を取得した旨記 載されている上、A社B支店において、申立人と同時期に勤務していた複数の 同僚が、申立期間当時、同社では採用時から厚生年金保険に加入させていた旨 証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所(当時)の記録(昭和26年4月の標準報酬月額)から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 1290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から38年7月23日まで

A事業所(現在は、B事業所)を退職した昭和38年7月当時は、脱退手当金の制度自体を承知しておらず、同社から脱退手当金の説明を受けた記憶も、請求を行った記憶もない。これを受給したことになっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立てに係る事業所において申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和38年7月23日の前後2年以内に資格を喪失した脱退手当金の受給権者22人のうち、5人(申立人を含む。)に脱退手当金を支給されたこととなっているが、そのいずれもが資格の喪失日から8か月以上が経過した後(申立人については、約12か月後)に支給されており、当時、事業主が委任を受けて脱退手当金を代理請求していたとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された申立人の氏名は変更されておらず旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給日とされている日(昭和39年7月21日)より約1年4か月前の昭和38年3月*日に婚姻により改姓しており、脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岡山厚生年金 事案 1291~1334 (別紙一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険 の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人に係る 申立期間の標準賞与額に係る記録を(別紙一覧表の金額)とすることが必要 である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 生 年 月 日 : 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

A社から申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、その記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書から、(別紙一覧表の金額)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
岡山			男	昭和47年生	,,,	36万円
事案1291 岡山			男	昭和53年生		23万8,000円
事 <u>案1292</u> 岡山			男	昭和54年生		10万2,000円
事案1293 岡山			男	昭和57年生		5万円
事案1294 岡山			女	昭和50年生		20万円
事案1295 岡山			男	昭和40年生		30万8,000円
事案1296						
岡山 事案1297			男	昭和51年生		34万9,000円
岡山 事案1298			男	昭和45年生		31万9,000円
岡山 事案1299			男	昭和38年生		38万円
岡山 事案1300			男	昭和37年生		30万6,000円
岡山 事案1301			男	昭和43年生		40万1,000円
一 岡山 事案1302			男	昭和45年生		35万6,000円
事業1302 岡山 事案1303			女	昭和50年生		28万1,000円
岡山			女	昭和50年生		16万円
事案1304 岡山			女	昭和57年生		21万円
事案1305 岡山			男	昭和56年生		20万3,000円
事案1306 岡山			男	昭和41年生		38万円
事案1307 岡山			男	昭和50年生		24万2,000円
事案1308 岡山			男	昭和55年生		21万4,000円
事案1309 岡山			女	昭和53年生		18万円
事案1310 岡山			女	昭和46年生		22万1,000円
事案1311 <u></u> 岡山			男	昭和39年生		29万5,000円
事案1312						
岡山 事案1313			男	昭和46年生		36万円
岡山 事案1314			男	昭和53年生		24万9,000円
岡山 事案1315			男	昭和45年生		36万円
岡山 事案1316			男	昭和53年生		25万6,000円
岡山 事案1317			男	昭和48年生		25万6,000円
岡山 事案1318			男	昭和43年生		30万円
手架1010 岡山 事案1319			男	昭和43年生		30万円
岡山			男	昭和51年生		25万9,000円
事案1320 岡山			男	昭和50年生		28万3,000円
事案1321 岡山			男	昭和47年生		27万4,000円
事 <u>案1322</u> 岡山			男	昭和56年生		20万4,000円
事案1323 岡山			男	昭和48年生		25万円
事案1324 岡山			男	昭和29年生		40万円
事 <u>案1325</u> 岡山			女	昭和36年生		4万円
画品 事案1326 岡山			女女	昭和51年生		15万円
事案1327						
岡山 事案1328			男	昭和60年生		17万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
岡山			男	昭和29年生		25万6,000円
事案1329						
岡山			男	昭和26年生		40万円
事案1330						
岡山			男	昭和28年生		25万円
事案1331						
岡山			女	昭和31年生		26万円
事案1332						
岡山			女	昭和39年生		4万円
事案1333						
岡山			男	昭和32年生		25万円
事案1334						

岡山厚生年金 事案 1335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月26日から46年4月7日まで

結婚のため昭和 46 年4月にA事業所を退職した際、同事業所から脱退 手当金について説明を受けた記憶はなく、脱退手当金の請求手続を行った 記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立てに係る事業所における資格喪失日から約8か月後の昭和46年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立てに係る事業所を退職した際、再就職の意思はなかったと供述しており、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。 さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという ほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1336 (事案 794 及び 1077 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和19年10月1日から30年8月14日まで 申立期間に係る脱退手当金を受給していないので申立てを行ったが、記録の訂正が認められなかった。その後、同じ時期に退職した同僚(当時) も脱退手当金を受給しておらず、私にも支給されているはずはないとして 再度、申立てを行ったものの、認められないとの通知を受けた。

その後、新たな資料や情報は無いが、納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについても、申立人の挙げた同僚が脱退手当金を受給していないことに不自然さはないとして、同年 10 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した覚えがなく納得できないと主張して、再度、申し立てているが、それを裏付ける新たな資料、証言等は無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。